

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 宮川外河川の減災に係る取組方針（案）

令和~~3~~8年~~1~~26月~~1~~49日

宮川外大規模氾濫減災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、
三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、三重県松阪建設事務所、
三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局、
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 宮川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	8
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で令和8年度以降に実施する取組	13
7. フォローアップ	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

令和 6 年には、1 月の能登半島地震による被災地において、同年 9 月に記録的な大雨による甚大な被害が発生した。先発の自然災害の影響が残っている状態で次の自然災害が発生し、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」に対し、国土交通省では被害を効率的・効果的に防止・軽減させるための手法等に関する検討会を設置し、「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について」提言が示された。

宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年度に、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1

市 1 町（伊勢市、玉城町）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会宮川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

宮川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から **平成 32 年度（令和 2 年度）**までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「宮川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。さらに、**令和 7 年度までの取組進捗に加え、「鈴鹿川水系流域治水プロジェクト 2.0」との連携や、水防災に関する全国的な動向を踏まえ、既存方針の更新を行った。**

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。

○治水安全度を向上させるための堤防整備等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。
(※協議会で対象とする宮川外河川とは次頁の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系 江川水系 外城田川水系 神津佐川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 中の谷川水系 伊勢路川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	伊勢建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
	南勢志摩地域活性化局 局長	
市町	伊勢市 市長	
	多気町 町長	
	玉城町 町長	
	大紀町 町長	
	度会町 町長	
	大台町 町長	
	南伊勢町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

3. 宮川外河川の概要と主な課題

(1) 宮川外河川の概要と氾濫特性

<宮川水系>

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達しており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産が現存するなど、この地域における社会・経済の中核が拡がり、文化の基盤を成している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000～2,500mm となることから古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

支川五十鈴川は、三重県伊勢市の八称宣山（標高 426m）に源を発し、皇大神宮（内宮）の端を流れ、朝熊川等の支川を合わせて、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。桧尻川は、勢田川に流入する小支川であり、豊受大神宮（外宮）の南側に位置する高倉山（117m）に源を発し、都市排水や農業排水を受け流下し勢田川に合流する。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<宮川水系>

○昭和 49 年 7 月 7 日洪水（台風第 8 号及び集中豪雨（七夕災害））

雨量は三重県南部で 300～500mm に達した。大台山系には連続降雨 850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7 日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約 3,100ha、被災家屋約 14,000 戸であった。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生した。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号）

宮川村（現 多気郡大台町）では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200ha であった。

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

降り始めからの総降水量は、宮川雨量観測所 1630mm を記録する記録的な大雨となった。洪水被害は被災家屋 196 戸、浸水面積 316ha であった。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

宮川下流で年間降水量の約 1/4～1/3 の雨量を記録し、勢田川流域では甚大な被害が発生した七夕豪雨の累積雨量を大幅に上回る 584mm となった。伊勢市内では、満潮と台風による高潮・大雨のピークがほぼ同時に発生した影響もあり、雨量排水不良による浸水に加えて、勢田川・桧尻川・汁谷川からの氾濫も生じ、家屋浸水と店舗浸水を合わせて約 1,800 棟以上の浸水被害が発生した。

<外河川>

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

上流の気象庁の宮川観測所で 1 時間に 89mm の猛烈な雨を観測し、降り始めからの総雨量が 1,600mm 以上（8 月 31 日～9 月 5 日）に達し、中島・大倉地区において、越水および内水氾濫による浸水が生じ、床上浸水家屋 17 戸、床下浸水家屋 14 戸の被害が生じた。大内山川流域の被害状況は、地域交流センター及び阿曾公民館を含め、床上浸水 52 戸、床下浸水 59 戸、家屋損壊（半壊）2 戸が生じた。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

小俣雨量観測所において観測史上最大の 539mm を記録し、外城田川上流部では、計画雨量の 2 倍を超える雨量に相当し、堤防からの越水などにより床上浸水家屋 278 戸、床下浸水家屋 250 戸の被害が生じた。

（3）宮川外河川の現状と課題

<宮川水系>

宮川水系での本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機として、三重県が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和 49 年 7 月洪水を契機に、昭和 50 年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、昭和 32 年に宮川ダムが完成し、昭和 49 年 7 月洪水の被害が甚大であった勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成 6 年 9 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生したが、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤

護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

五十鈴川は、昭和 21 年から同 23 年にかけて直轄事業として改修工事を実施、同 24 年から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施している。

桧尻川は、堤内地盤が勢田川の計画洪水位よりも低く、流下能力も小さいことから内水氾濫が続いていたが、平成 19 年度までに桧尻川排水機場を完成させるとともに、桧尻橋下流の暫定改修を完了している。

大内山川は、昭和 49 年 7 月の台風 8 号で、大きな被害を受けたのを契機に、昭和 54 年度より改修が進められてきている。また、平成 23 年 9 月台風 12 号の被害を受け、阿曽地区の約 1.0km を対象に災害関連事業を実施している。

宮川水系における治水事業は実施されているものの、五十鈴川（派川含む）や桧尻川、大内山川では、流下能力不足等の課題が残されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生など、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。
- 「宮川水系流域治水プロジェクト 2.0」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、宮川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

宮川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	
	○ 水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	A
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準に基づき発令。	
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが必要となっている。	C
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	○ 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランクを付けている。	

	● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図により浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所の安全度の見直しが必要。	D
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。	
	● 高齢者等の要配慮者・在宅避難者など、多様な支援ニーズに対応できない可能性がある。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報発信は、従来の方法（メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等）だけでなく、SNS や防災アプリの発信が主として利も活用されている。	E
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	
	● 高齢者等は、メール、最新システム等の利用が難しい。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞きとりにくいことから、自ら避難情報を取得してもらえよう啓発が必要である。 ● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	F
	● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職員の人数も限られており、現場での呼びかけだけは避難誘導が困難である。	
	● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即した避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る必要がある。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK 等を通じて住民に周知している。

	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	○ 危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	G
	● 堤防における越水や決壊などの状況や、周辺地域における浸水の状況を速やかに把握するため、観測施設のさらなる充実が必要。	
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市町職員、消防団が巡視を実施している。	H
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施している。	
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和8年度以降に令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で令和8年度以降に達成すべき目標】

宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング

対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で令和8年度以降に実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
→ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4年度 県
→ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4年度 県
→ 1. 水害リスク情報の充実と活用（空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）・水害リスクマップの策定・公表・周知、等）	A	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
→ 2. 内水浸水想定区域図を作成・周知	A	引き続き実施 市町
3. 浸水実績等の把握・周知	A	必要に応じて実施 県、市町
→ 4. 想定最大外力規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施 県
→ 5. 想定最大外力規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知・WEB運用	A	引き続き実施 市町
→ 6. 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施 市町
→ 7. 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施 市町
→ 8. 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町、津地方気象台
→ 9. 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施 三重河川国道、県、市町、津地方気象台

10. 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むため、親水空間にて防災イベントを実施	B,E	引き続き実施	県、市町
→11. 防災アプリ、SNS・広報紙・マスメディア等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台、鉄道会社
→ 水害危険性（浸水状況等）の確認・周知（簡易浸水センサーやスマートメータ等を活用した浸水状況検知）	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
→12. 避難訓練の実施や地区防災計画の策定支援等による、共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台
→13. 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムライン など 等の個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台
→14. 企業やNPO等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町

■ 水色着色セル：流域治水プロジェクト 2.0 の取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 情報伝達、避難計画等に関する事項		
→15. 避難指示の発令等に着眼したタイムラインの見直しタイムラインの活用、及び検証	C	必要に応じて実施 三重河川国道、県、市町、津地方気象台
→タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	G	引き続き実施 三重河川国道、市町
→16. 想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市町
→17. 避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
→18. 水害時に着眼した指定避難場所の見直し	D	R3年度 引き続き実施 市町
→19. 応急的な退避場所の確保や河川防災ステーション等の整備・強化	D	必要に応じて実施 三重河川国道、県
→20. 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町、津地方気象台
→21. 水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施 県、市町
→22. 三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」 ホットラインや支援システム自治体	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

版等を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有を図る			
→23. 報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
→24. ダムや堤防等の防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施	三重河川国道、県
→25. 避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施	県
→26. ダム放流情報を活用した避難体系の確立・検証	A,E,F	引き続き実施	市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
→27. 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・周知	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
→水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市
→28. 円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強など等の施設（ハード）整備	D	引き続き必要に応じて実施	市町
→29. 防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台
30. 多様なニーズを踏まえた避難所運営の検討、備蓄品の充実	D	引き続き実施	県、市町
【宮川対象外】 31. ダム放流警報設備等の耐水化や改良			

3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
→32. 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I 毎年度、出水期までに実施	市町
→33. 関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I 毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台
→34. 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など等水害リスクの高い箇所の共同点検・合同巡視	G 毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台
→35. 大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか中、消防団員に対しての教育、TEC-FORCE 予備隊員の募集・周知、水防協力団体	G,H,I 引き続き実施	三重河川国道、市町

の募集・指定を促進 →			
36. TEC-FORCE 等に係る機能強化のための、被災状況把握の高度化、資機材や装備品の充実・強化	H,I,J	引き続き実施	三重河川国道
→37. 水位状況を確認するための観測施設（危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ、 ワンコイン浸水センサ等 ）の設置	G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
→38. 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への 情報伝達の充実災害拠点病院・大規模工場・物流拠点等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
→39. 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した 三重河川国道事務所管内 排水計画を作成	J	必要に応じて見直し	三重河川国道、県、市町
→40. 排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
→41. 堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討 など等 ）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施	三重河川国道、 市町
→42. 施設・庁舎・ 鉄道施設等 の耐水化	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町、 鉄道会社
→43. 水害 BCP（事業継続計画）の作成・ 運用・検証	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
■ ダム の危機管理型の運用方法の高度化			
→下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合に おける ダム・排水施設の操作方法等、危機管理運用 （事前放流等の実施、体制構築）	-	引き続き実施	県

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

4）河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
44. 下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合に おける ダム・排水施設の操作方法等、危機管理運用 （事前放流等の実施、体制構築）	-	引き続き実施 県
→45. 堤防の天端舗装 など等 の危機管理型ハード対策の実施	L	引き続き実施 県

→46. 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削など等の治水安全を向上させるためのハード対策	K	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
【宮川対象外】 47. ダムの操作規則の点検			
→48. 本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
→49. 多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
→50. 立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	K	引き続き実施	市町
51. 先発の自然災害（地震等）による被災エリア全体のリスク把握、安全度評価手法の確立・運用	K	引き続き実施	三重河川国道、県
52. 大規模地震による複合災害に備える、河川管理施設の耐震・津波対策（補強等）	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県
53. 衛星画像・ドローン等の活用による、河川巡視・点検の実施	H	今後検討	三重河川国道、県

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5）土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
→54. 想定される土砂災害リスクの周知	K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
→55. 土砂災害に対する警戒避難体制の整備・改善（土砂災害訓練の実施等）	K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
→56. 早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。